

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び
情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示（案）
に対する意見公募要領

令和6年3月9日
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課
情報技術利用促進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（物理空間）を高度に融合することで経済発展と社会的課題の解決と産業発展を両立する人間中心の社会を目指す Society5.0 の実現に向けて、データの利活用やデジタル・トランスフォーメーション（DX）の必要性が叫ばれる中で、AI や自動運転といった、産業・社会全体のDX に資する最新のデジタル技術を社会実装するためには、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムを連携させるためのデータ連携システムを介して、データ提供者及びデータ利用者がデータを連携することが必要です。データ連携システムの運用及び管理を行う事業者の安全性・信頼性や相互運用性、事業安定性等が担保されていることを外形的に確認できる仕組みを構築すべく、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条に基づく認定の対象に当該事業者を追加するため、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部及び情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正いたします。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」
「情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示（案）」

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
連絡先窓口における配布

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年3月9日～令和6年4月8日必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報経済課アーキテクチャ戦略企画室

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-digitalarchitecture@meti.go.jp

（電子メールの件名を「情促法省令・指針改正（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」及び
「情報処理システムの運用及び管理に関する指針の一部を改正する告示（案）」
に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	